

高知市立高知特別支援学校 いじめ防止基本方針



高知市立高知特別支援学校 いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月 1 日策定

(平成 31 年 4 月 1 日改定)

(令和 5 年 4 月 1 日改定)

1 はじめに ～いじめについての基本的な考え方～

いじめは、誰もがその当事者となる可能性のある、重大な人権侵害事象である。

本校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 2 条にいういじめの根絶に向けた取り組みを行うに当たり、法第 13 条の規定によってこの「高知市立高知特別支援学校 いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

いじめ防止対策推進法 第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 学校の現状と課題

本校は、知的障害のある児童生徒を対象とする特別支援学校である。近年、発達障害を併せ有する児童生徒の増加が顕著であるため、知的障害の特性に対する配慮はもとより、発達障害の特性に対する適切な支援の充実にも注力している。また、音声言語によって一定の意思疎通が図れる児童生徒やそうでない児童生徒、視覚を活用した意思疎通を得意とする児童生徒、聴覚障害を併せ有する児童生徒など、児童生徒のコミュニケーション能力は千差万別である。

こうした児童生徒の様子を踏まえ、本校におけるいじめの防止や早期発見、対処に関する取り組みにおいては、教職員や保護者など児童生徒の直近に存在する大人による手立てに重点を置いてきた。また、中学部及び高等部の生徒を中心として、言語による意思疎通が可能な児童生徒を対象とするアンケート調査や面談等により、いじめの防止や早期発見に努めてきたところである。しかし、児童生徒によっては十分かつ適切に自分の思いを表現できないことがあるほか、記憶の混乱や脱落等により正確な事実経過の把握が困難なことがあるなど、いじめにかかわる情報収集に不十分な点が存在した可能性を否定し切れない状況にある。

家庭との連携に関しては、平素から、連絡帳や電話、登下校の送迎時における面談、家庭訪問等において緊密に情報交換を行い、児童生徒にいつもと異なる様子が見られないか、気になることがないかなどについて留意するようにしている。また、地域との連携に関しては、開かれた学校づくり推進委員会の活動をその機会とするほか、生活単元学習や作業学習、学校行事等における取り組みの一環として、近隣の町内会や学校に隣接する企業団地と定期的に交流する機会を持ち、児童生徒の日頃の活動の様子や学校教育の内容を知ってもらうこととしている。さらに、関係機関との連携に関しては、特別支援学校であるところから日常的に連携を取っている側面があるほか、個々の事例に即して、必要に応じて支援会議を開くなどの連携を図っている。

(2) 学校の基本的な認識

全ての児童生徒はかけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒が健やかに成長していくことは、いつの時代にも社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童生徒は人とのかかわり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、一たび児童生徒の生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童生徒にとっていじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものであるとの認識に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」などが多く、日常的な児童生徒の言動に注意を払い、いじめを許さない学級風土の確立とともに家庭や地域での児童生徒の見守り体制の構築が必要である。

そこで、いじめ防止に向けた基本的な認識を、次のとおり示す。

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性のある、最も身近で深刻な人権侵害である。
- ② いじめを防止するためには、特定の児童生徒や特定の立場にある人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校や保護者、地域など、大人がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要がある。
- ⑤ インターネット上のいじめは、一旦、発生すると不特定多数の者に情報が流出してしまうことから、解決が難しくなる問題である。

(3) いじめ防止等に向かう学校の姿勢

① いじめの防止について

いじめはどの学校にも、どの児童生徒にも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった取り組みを行う。

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- ・ 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- ・ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活作りを推進する。
- ・ 地域や家庭と一体となって取り組みを推進するため、いじめの問題への取り組みの重要性について普及啓発を促進する。

② いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携してその発見に努める。

- ・ いじめは大人がそばにいない時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを見逃すことなく積極的にいじめを認知するよう努める。
- ・ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・ 地域や家庭と連携して児童生徒を見守る。

③ いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなどの組織的な対応を行う。

- ・ 家庭や教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案に応じて関係機関と連携する。
- ・ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。
- ・ 学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

2 いじめを「未然に防止」するための取り組み

いじめはどの児童生徒にも起こり得るという認識の下、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、心の通じ合うコミュニケーションの下で、授業や行事に主体的に参加し活躍できるようにするとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことによって互いを認め合える人間関係や学校風土を作ることであるととらえる。さらに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導や支援の在り方に細心の注意を払う。

(1) 日々の授業改善・教員の人権意識向上を目指す校内研修の充実

法第 18 条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置付けて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容は以下のとおりである。

- ① 学校基本方針及び関係法令等の理解
- ② いじめ防止やいじめの早期発見、いじめへの対処の取り組み
- ③ 組織的体制の構築と機能発揮のための取り組み

④ 家庭や地域、関係機関との連携

(2) いじめを予防する相談体制の整備

本校には意思疎通に課題がある児童生徒が多く在籍しており、こうした児童生徒の場合、本人からの訴えを得ることが難しいことがある。このため、児童生徒の様子の変化などその背景にいじめが存在する可能性がある事象について、細心の注意を払いつつ多角的に情報収集を行う必要がある。

- ① 学級担任は児童生徒との信頼関係の確立及びその維持に努め、児童生徒が発するあらゆるサインを見逃さないようにする。
- ② 学級担任だけでなく学校生活において児童生徒と接する全ての教職員が、学部・学年会その他の教職員の会合等において情報交換を密にし、児童生徒のささいな変化も見逃さないようにする。
- ③ 全体職員会においては、その冒頭に「児童生徒コーナー」を設け、児童生徒に関する情報を教職員全体で共有する。
- ④ 常に家庭との連携を保ち、学校外における児童生徒の様子を把握するようにする。連絡帳や登下校の送迎時の面談を有効に活用するとともに、必要に応じて家庭訪問や電話をし、児童生徒のささいな変化も見逃さないようにする。

(3) 児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

知的障害教育の中核をなすべき「各教科等を合わせた指導」の充実を図ることにより、児童生徒が「自分から」、「自分で」、「めいっぱい」、「精一杯」活動できるようにする。

課題のある児童生徒を「できない子」ではなく「できない状況に置かれている子」ととらえ、児童生徒を取り巻く環境を調整して「できる状況づくり」に努める。児童生徒が活動を首尾よく成し遂げて充実感や達成感を得られるようにすることで、一人ひとりの自己有用感が高まり、自尊感情が育まれることを願って教育活動を展開する。

(4) 「いじめ防止」について、児童生徒・保護者・地域と共に学ぶ、広報・啓発活動の推進

特別支援学校として特別支援教育を推進する中で、障害に関することを切り口として児童生徒や地域社会に対する人権教育に取り組む。全ての児童生徒が学校生活の主人公として大切にされるよう「子ども主体の学校生活づくり」に努め、いじめの発生を招くような土壌や空気を排除する。また、そうした学校教育活動を広く地域社会に向けて発信し或いは地域社会において展開することで、保護者のみならず市民や地域住民との触れ合いの機会とするとともに、いじめのない学校づくりに向けた取り組みの広報や啓発の機会とする。

3 いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために講じる手立て

いじめは大人の気付きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭や地域と連携して実態把握に努める。

- ① 児童生徒の行動などの様子を注視する（非音声言語による表現、普段と異なる言動等）。
- ② 児童生徒の話を聞く（アンケート調査、個別面談等）。
- ③ 保護者と情報を共有する（連絡帳、電話や家庭訪問、PTAの会議等）。
- ④ 地域と日常的に連携する（地域行事への参加、開かれた学校づくり推進委員会、関係機関との情報共有等）。

（２） いじめの早期解決のための組織的な対応

いじめの早期解決に向けては、特定の教職員が問題を抱え込むことなく速やかに組織的対応をするとともに、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し対応することとする。被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、人格の成長に主眼を置くなどの教育的配慮の下で、毅然とした指導を行う。

- ① 被害児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等特定の者が問題を抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づいて児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ 加害児童生徒に対しては、その行動の背景への配慮をしつつ、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省や謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等との相談や連携に努める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者との継続的な連携に努める。
- ⑦ 必要に応じて、教育委員会が設置するサポートチーム等との連携を図る。

（３） 家庭や地域・関係機関と連携した取り組み

法第3条及び第8条、第17条、第27条の規定等により、保護者や地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組む。重点的に取り組む内容は、以下のとおりである。

- ① 学校基本方針等を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対していじめ問題に関する重要性の認識を広めるようにする。
- ② 家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- ③ 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなどして、地域と連携した対策を推進するようにする。
- ④ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、児童生徒の状況と対策について協議を行うようにする。また、児童生徒を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。なお、状況に応じてスクールサポーターや生徒指導担当嘱託員等の警察OBの効果的な活用を検討するようにする。
- ⑤ 児童相談所や福祉部局等とサポート会議等を開催し、児童生徒の状況や対策等について協議して連携した支援の充実を図る。また、円滑な連携を実現するため、その方法についての手順をまとめる。
- ⑥ 法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。

- ⑦ インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するルールづくりを推進する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめの未然防止・早期発見に取り組むための常時的活動計画

法第 22 条の規定により、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員及び専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための常設の組織を以下のとおり置き、この組織を「いじめ防止・対策委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

学校は、委員会を中心として常時、取り組みを展開することで、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。委員会は、学校が組織的・かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

① 基本構成員

委員会の基本的な構成員は、本校教職員にあっては校長、教頭、人権・交流部長、学部主事、養護教諭とし、本校教職員以外にあっては本校の「学校運営協議会」委員とする。

委員会に委員長と副委員長を置く。委員長は校長が務め、副委員長は教頭が務める。教頭が複数である場合には、委員長が副委員長となるべき教頭を指名する。

委員長は委員会を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長に代わってその職務を務める。

なお、委員長の判断により、このほかの本校教職員や、保護者や児童生徒の代表者、地域住民等外部の方を構成員とすることがある。

② 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、開催する。

本校教職員以外の委員が参加する会議は、当該年度において 2 回以上開催するものとする。本校教職員のみが参加する会議は、当該年度の各学期において 1 回以上開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成に参画する。
- ・ 学校基本方針の策定や見直し、学校が定めたいじめに関する取り組みが計画通りに進んでいるかどうかについて、チェックリストによる点検を行う。また、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や必要に応じた計画の見直し、いじめの防止等の取り組みについて P D C A サイクルで検証を行う。
- ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・ いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩み等があった時に、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- ・ いじめの解決に向けて、組織的に対応する。
- ・ いじめに関する相談や情報等を集約する。情報や相談内容の内、教職員と児童生徒からのものについてはその窓口を人権・交流部長とし、その他のものについてはその窓口を副委員長とする。いずれの情報についても速やかに副委員長と人権・交流部長が共有するとともに、できる限り早く委員全体で共有するようにする。
- ・ 情報の記録や管理の責任者は、副委員長とする。情報は個別の児童生徒ごとなどに記録して整理・保管し、その実務は副委員長が務める。
- ・ 教育委員会の判断により学校が重大事態の調査を行う場合には、本委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
また、学校基本方針やその具現化のための組織が有効に機能するよう、日頃から教職員の組織性を高め、スピード感のある対応ができるようにする。
- ・ いじめへの対応には、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。一部の教職員や特定の教職員が問題を抱え込むのではなく、委員会で情報を共有し、組織的に対応するようにする。
- ・ 児童生徒や保護者、地域の方々、教職員の別に相談の窓口及び方法（手段）について周知するとともに、受けた相談や情報は委員会にできるだけ早く集まるようにする。
- ・ いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう平素から対応の在り方について全教職員間で具体的に共通理解を進めるとともに、職員会議や校内研修、日常的な教育活動を通じて全教職員の連携と連帯を深めていくようにする。
- ・ 必要に応じて、心理や福祉の専門家や弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめの解消が図られるようにする。
- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図るようにする。

(2) いじめが疑われる事案が生じたときの組織的活動

いじめが疑われる事案が生じた際には、詳細な事実確認に基づいて早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解決を目指して取り組む。

- ① 被害児童生徒や保護者の立場に立って、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないよう、委員会を中心として学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、児童生徒や保護者に対する説明責任を果たす。
- ④ 加害児童生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省や謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為については、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者との継続的な連携を取る。
- ⑦ 必要に応じて、教育委員会が設置しているサポートチームの活用を図る。

(3) 家庭や地域・関係機関と連携した活動

法第3条及び第8条、第17条、第27条の規定等により、保護者や地域住民、児童相談所その

他の関係者との連携を図りつつ、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む内容は、以下のとおりである。

- ① 学校基本方針等に基づき、地域や保護者の理解を得ながら、いじめがもたらす影響の重大性を常に念頭に置きつつ、対応に当たる。
- ② 家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- ③ 委員会を中心に学校全体で対応に当たる。
- ④ 必要に応じて、学校警察連絡協議会等を活用して児童生徒の状況と対策について協議を行うようにする。また、状況に応じてスクールサポーターや生徒指導担当嘱託員等の警察OBの効果的な活用を検討するようにする。
- ⑤ 児童相談所や福祉部局等、また、法務局や人権擁護委員等との連携の下で、児童生徒の状況や対策等について協議し、支援の充実を図る。

5 方針や取り組みの検証と評価について

法第 34 条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見やいじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価を行うようにする。

特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずいじめの実態把握や対応が促されるよう児童生徒の状況を十分踏まえて目標設定する。そして、その目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価するとともに、その評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず迅速かつ適切な対応や組織的な取り組み等が行われたかどうか評価されるようにする。重点的に評価する項目は以下のとおりである。

(1) いじめの防止及びいじめの早期発見の取り組み状況

在籍する児童生徒に対する定期的な調査の実施状況や、在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめにかかわる相談を行うことができる体制など

(2) いじめへの対処の取り組み状況

いじめの訴えがあった場合の事実確認と設置者への報告状況や、被害児童生徒又はその保護者に対する支援状況、加害児童生徒に対する指導状況、加害児童生徒の保護者に対する助言状況など

(3) 組織的体制の構築と機能発揮の状況

いじめ対策委員会の活動状況や、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取り組み状況など